



県 章

滋賀県公報

平成 15 年 (2003 年)
5 月 14 日
第 2180 号
水 曜 日

毎週 月・水・金曜 3 回発行

目 次 (印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

青少年に有害な図書等の指定 (青少年室)	441
青少年に有害な興行の指定 (青少年室)	442
滋賀会館等の施設設備等の使用料の徴収事務の委託 (県民文化課)	443
滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール使用料の徴収事務の委託 (県民文化課)	443
管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課)	443
管理理容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課)	444
滋賀県老人向住宅増改築資金償還事務に係る元利償還金の徴収事務の委託 (レイカディア推進課)	445
滋賀県立彦根総合運動場等の使用料の徴収事務の委託 (保健体育課)	445
コンペ参加者に必要な資格等 (会計課)	445

○ 公 告

大気環境負荷低減計画の公表公告 (環境管理課)	446
平成 15 年度滋賀県保育士試験実施公告 (児童家庭課)	449
県営土地改良事業に係る異種目換地指定公告 (耕地課)	450
コンペ公告 (会計課)	451

○ 人 事 委 員 会 規 則

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	452
--	-----

○ 公 安 委 員 会 告 示

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による遊技機の検定結果 (生活安全企画課)	452
--	-----

○ 正 誤

告 示

滋賀県告示 第 280 号

滋賀県青少年の健全育成に関する条例 (昭和 52 年 滋賀県条例 第 40 号) 第 11 条 第 1 項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

図書

指定番号	種 類	名 称	発 行 所 等	理 由
1	別 冊	THE POWERFUL VOL. 08 6 / 1 増刊	ミ リ オ ン 出 版	著しく青少年の性的感情を刺激し、または粗暴性、残虐性を助長するなど、その健全な育成を
2	月 刊 誌	BOMBER 06 2003 - JUNE	K K ベ ス ト セ ラ ー ズ	
3	"	GOKUH の 洪 APR. 2003 VOL. 02	バ ウ ハ ウ ス	
4	"	エルティーン Special VOL. 49	近 代 映 画 社	

○ 5	〃	Special AYA 2003 6	宙 出 版	阻害するおそれがある。
○ 6	〃	微熱 SUPER デラックス 2003 6 June	セ ブ ン 新 社	

○ は、コミック誌 (本) を表す。

ビデオテープ

指定番号	種 類	名 称	発 行 所 等	理 由
1	ビデオテープ	野外露出ファックススペシャル 外でエッチしたら凄く気持ちよかったよ	JUNGLE VIDEO CO.	著しく青少年の性的感情を刺激し、または粗暴性、残虐性を助長するなど、その健全な育成を阻害するおそれがある。
2	〃	素人 拝啓、ブルセラ帝王様「パイプと中出し」	Channel V	
3	〃	「あなたとイキたい」	ファッキングジャパン 2001	
4	〃	3mates Fuckers	Love Fuckers	
5	D V D	Cawaii	P E P E	

滋賀県告示第 281 号

滋賀県青少年の健全育成に関する条例 (昭和 52 年 滋賀県条例 第 40 号) 第 12 条 第 1 項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

指定番号	種 類	題 名	制 作 所 等	理 由
1	映 画	拉致ストーカー 監禁 SEX 漬け	オ ー ピ ー 映 画	著しく青少年の性的感情を刺激し、または粗暴性、残虐性を助長するなど、その健全な育成を阻害するおそれがある。
2	〃	派遣女子社員 愛人不倫	新 日 本 映 像	
3	〃	覗き！おばさんの性態 - 午後の間男 -	〃	
4	〃	若妻オイルマッサージ めめり汁	新 東 宝 映 画	
5	〃	福マン未亡人 男が欲しい	〃	
6	〃	人妻痴女 パンティーの匂い	〃	
7	〃	痴漢電車 秘一点責め	新 日 本 映 像	
8	〃	痴漢電車 人妻を狙え	〃	
9	〃	SEX 配達人 おんな届けます	新 東 宝 映 画	
10	〃	人妻 渴いた舌先	オ ー ピ ー 映 画	
11	〃	綺麗に咲いた	E N K プ ロ	
12	〃	牝猫くびれ腰	オ ー ピ ー 映 画	
13	〃	痴漢義父 息子の嫁と・・・	新 東 宝 映 画	
14	〃	痴漢バス とろける秘所	大 蔵 映 画	
15	〃	全国未亡人連合 - 極楽あそび -	新 日 本 映 像	

16	〃	破廉恥町内会 - 主婦悶絶 -	〃
17	〃	十八歳、制服の胸元	オ ー ピ ー 映 画
18	〃	ケン パーク	クライドフィルムズ
19	〃	ばかのハコ船	ビターズ・エンド
20	〃	高校教師 - 引き裂かれた下着 -	新 日 本 映 像
21	〃	村上麗奈 極上けいれん妻	〃
22	〃	四十八手 ハメ狂い	新 東 宝 映 画
23	〃	3 人のすけべ妻 濡れる草むら	〃
24	〃	淫らな人妻 不倫の悦び	〃

滋賀県告示 第 282 号

地方自治法施行令 (昭和 22 年 政令 第 16 号) 第 158 条 第 1 項の規定に基づき、滋賀会館、滋賀県立文化産業交流会館、滋賀県立長浜文化芸術会館、滋賀県立安曇川文化芸術会館、滋賀県立八日市文化芸術会館、滋賀県立水口文化芸術会館、滋賀県立草津文化芸術会館および滋賀県希望が丘文化公園の施設設備等の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 15 年 5 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 委託の相手方 財団法人滋賀県文化振興事業団 大津市京町三丁目 4 番 22 号
- 2 委託事務の内容 滋賀会館、滋賀県立文化産業交流会館、滋賀県立長浜文化芸術会館、滋賀県立安曇川文化芸術会館、滋賀県立八日市文化芸術会館、滋賀県立水口文化芸術会館、滋賀県立草津文化芸術会館および滋賀県希望が丘文化公園の施設設備等の使用料の徴収事務
- 3 委託期間 平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示 第 283 号

地方自治法施行令 (昭和 22 年 政令 第 16 号) 第 158 条 第 1 項の規定に基づき、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 15 年 5 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 委託の相手方 財団法人びわ湖ホール 大津市打出浜 15 番 1 号
- 2 委託事務の内容 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール使用料の徴収事務
- 3 委託期間 平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示 第 284 号

美容師法 (昭和 32 年 法律 第 163 号) 第 12 条の 3 第 2 項の規定により管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成 15 年 5 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 主催者の名称および住所 財団法人理容師美容師試験研修センター 東京都港区虎ノ門一丁目 26 番 5 号
- 2 会場の運営および設営の窓口となる支部の名称および所在地 財団法人理容師美容師試験研修センター滋賀県支

部 大津市打出浜 13 - 22 滋賀県生活衛生会館内

3 講習日程

- 第 1 日 平成 15 年 9 月 22 日 (月)
第 2 日 平成 15 年 10 月 6 日 (月)
第 3 日 平成 15 年 10 月 20 日 (月)

4 講習会場の名称および所在地 大津市勤労福祉センター 大津市打出浜 1 - 6

5 講習科目および講習時間

講 習 科 目	履 修 単 元 数 (講習時間)			1 単元の 時 間
公 衆 衛 生 学	公 衆 衛 生 学 (1)	衛生行政の概要	3 単元 (9 時間)	通信講習
	公 衆 衛 生 学 (2)	感染症		3 時間
	公 衆 衛 生 学 (3)	環境衛生・精神保健		3 時間
美 容 所 の 衛 生 管 理	衛 生 管 理 (1)	理容所・美容所の管理概論	6 単元 (18 時間)	通信講習
	衛 生 管 理 (2)	理容所・美容所の構造設備		3 時間
	衛 生 管 理 (3)	従業者の衛生管理		3 時間
	衛 生 管 理 (4)	理容所・美容所の清潔保持		通信講習
	衛 生 管 理 (5)	理容業務・美容業務の衛生管理		3 時間
	衛 生 管 理 (6)	理容所・美容所の消毒管理		3 時間
合 計 9 単元 27 時間 (うち通信講習 9 時間)				

なお、各講習科目終了時に受講者からレポートを提出させるものとする。

また、通信講習はテキストおよび通信講習レポートを事前に配布し、レポートをその科目の最初の講義時間に受講者から提出させるものとする。

6 講習予定人員 100 人

7 受講料 1 人 14,000 円

8 受講資格 美容師の免許を受けた後 3 年以上美容の業務に従事した者

9 受講についての問い合わせ先 財団法人理容師美容師試験研修センター滋賀県支部 大津市打出浜 13 - 22 滋賀県生活衛生会館内 電話 (077) 521 - 8623

滋賀県告示第 285 号

理容師法 (昭和 22 年 法律 第 234 号) 第 11 条の 4 第 2 項の規定により管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成 15 年 5 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 主催者の名称および住所 財団法人理容師美容師試験研修センター 東京都港区虎ノ門一丁目 26 番 5 号

2 会場の運営および設営の窓口となる支部の名称および所在地 財団法人理容師美容師試験研修センター滋賀県支部 大津市打出浜 13 - 22 滋賀県生活衛生会館内

3 講習日程

- 第 1 日 平成 15 年 9 月 22 日 (月)
第 2 日 平成 15 年 10 月 6 日 (月)
第 3 日 平成 15 年 10 月 20 日 (月)

4 講習会場の名称および所在地 大津市勤労福祉センター 大津市打出浜 1 - 6

5 講習科目および講習時間

講 習 科 目	履 修 単 元 数 (講習時間)	1 単元の 時 間
---------	------------------	--------------

公衆衛生学	公衆衛生学 (1) 公衆衛生学 (2) 公衆衛生学 (3)	衛生行政の概要 感染症 環境衛生・精神保健	3 単元 (9 時間)	通信講習 3 時間 3 時間
理容所の 衛生管理	衛生管理 (1) 衛生管理 (2) 衛生管理 (3) 衛生管理 (4) 衛生管理 (5) 衛生管理 (6)	理容所・美容所の管理概論 理容所・美容所の構造設備 従業員の衛生管理 理容所・美容所の清潔保持 理容業務・美容業務の衛生管理 理容所・美容所の消毒管理	6 単元 (18 時間)	通信講習 3 時間 3 時間 通信講習 3 時間 3 時間
合計 9 単元 27 時間 (うち通信講習 9 時間)				

なお、各講習科目終了時に受講者からレポートを提出させるものとする。

また、通信講習はテキストおよび通信講習レポートを事前に配布し、レポートをその科目の最初の講義時間に受講者から提出させるものとする。

6 講習予定人員 50 人

7 受講料 1 人 14,000 円

8 受講資格 理容師の免許を受けた後 3 年以上理容の業務に従事した者

9 受講についての問い合わせ先 財団法人理容師美容師試験研修センター滋賀県支部 大津市打出浜 13 - 22 滋賀県生活衛生会館内 電話 (077) 521 - 8623

滋賀県告示第 286 号

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 158 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県老人向住宅増改築資金償還事務に係る元利償還金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 15 年 5 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 委託の相手方 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 草津市笠山七丁目 8 番 138 号
- 2 委託事務の内容 滋賀県老人向住宅増改築資金償還事務に係る元利償還金の徴収事務
- 3 委託期間 平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第 287 号

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 158 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県立彦根総合運動場、滋賀県立体育館、滋賀県立琵琶湖漕艇場、滋賀県立スポーツ会館、滋賀県立長浜ドーム (宿泊研修館を除く。)、滋賀県立武道館、滋賀県立栗東体育館、滋賀県立柳が崎ヨットハーバーおよび滋賀県立アイスアリーナの使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 15 年 5 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 委託の相手方 財団法人滋賀県スポーツ振興事業団 大津市御陵町 4 - 1
- 2 委託事務の内容 滋賀県立彦根総合運動場、滋賀県立体育館、滋賀県立琵琶湖漕艇場、滋賀県立スポーツ会館、滋賀県立長浜ドーム (宿泊研修館を除く。)、滋賀県立武道館、滋賀県立栗東体育館、滋賀県立柳が崎ヨットハーバーおよび滋賀県立アイスアリーナの使用料の徴収事務
- 3 委託期間 平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第 288 号

平成 15 年度における滋賀県警察本部通信指令システムの賃貸借契約に係るコンペに参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

平成 15 年 5 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 申請できる営業種目 パソコン等の賃貸

2 申請書類および配布開始時期

(1) 申請書類

ア 参加資格審査申請書

イ 営業概要表

ウ 法人にあっては、登記簿謄本 (発行後 3 月以内のものに限る。) またはその写し

エ 営業経歴書

オ 都道府県税および消費税に未納がないことを証する納税証明書 (発行後 1 月以内のものに限る。) またはその写し

カ 財務諸表

キ 支店、営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあっては、その委任状

(2) 配布開始時期 平成 15 年 5 月 14 日 (水)

3 申請書類の受付期間 平成 15 年 5 月 14 日 (水) から平成 15 年 6 月 6 日 (金) まで (土曜日および日曜日を除く。) とする。ただし、申請者が他の時期に申請を希望する場合は、この限りでない。

4 申請書類の配布・受付場所 滋賀県警察本部警務部会計課 〒 520 - 8501 大津市京町四丁目 1 - 2 TEL 077 - 522 - 1231 (内線 2231)

5 申請書類に使用する言語 日本語

6 コンペに参加することができない者

(1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者

(2) 次のいずれかに該当することとなった後、2 年を経過しない者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者

イ 入札もしくはコンペの不正な執行を妨げた者または公正な価格を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) 契約の履行に当たり (2) に該当する者を代理人、支配人その他の使用人として使用した者

7 コンペに参加しようとする者に必要な資格の審査 コンペに参加しようとする者に必要な資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 年間売上等実績高

(2) 自己資本額

(3) 従業員数

(4) 経営比率

(5) 営業年数

8 資格審査の結果通知等 申請者には、参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者には、参加資格者名簿に登録する。

9 資格の有効期間 資格を有すると認めた日から資格を有すると認めた日が属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとする。

公

告

大気環境負荷低減計画の公表公告

次のとおり大気環境負荷低減計画の提出があったので、滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例 (平成 12 年滋賀県条例 第 18 号) 第 28 条の規定により公表する。

平成 15 年 5 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

氏名および住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)	事業場の名称および所在地
株式会社大津給食センター 代表取締役 上田和代 大津市別保 3 - 11 - 35	株式会社大津給食センター 大津市別保 3 - 11 - 35
株式会社叶匠寿庵 代表取締役 芝田清邦 大津市大石龍門 4 - 2 - 1	株式会社叶匠寿庵 大津市大石龍門 4 - 2 - 1
株式会社ロイヤルオークシガ 代表取締役 佐長克彦 大津市萱野浦 23 - 1	ロイヤルオークホテル 大津市萱野浦 23 - 1
滋賀県 滋賀県知事 國松善次 大津市京町 4 - 1 - 1	びわこモーターボート競走場 大津市茶が崎 1 - 1
びわ湖放送株式会社 代表取締役社長 上木 徹 大津市鶴の里 16 - 1	びわ湖放送株式会社 大津市鶴の里 16 - 1
株式会社いずみ二一 代表取締役社長 伊久直樹 大阪府大阪市西区九条南 1 - 2 - 20	大津スポーツクラブ 大津市西の庄 20 - 33
作新工業株式会社 代表取締役社長 野間 収 大津市関津 4 - 2 - 1	作新工業株式会社 大津市関津 4 - 2 - 1
草津市 草津市長 芥川正次 草津市草津 3 - 13 - 30	草津市役所 草津市草津 3 - 13 - 30
草津市 草津市長 芥川正次 草津市草津 3 - 13 - 30	草津市立クリーンセンター 草津市馬場町 1200
草津市 草津市長 芥川正次 草津市草津 3 - 13 - 30	草津市立水生植物公園みずの森 草津市下物町 1091
株式会社金陽社 取締役社長 石井 勲 東京都品川区大崎 1 - 3 - 24	株式会社金陽社滋賀工場 野洲郡中主町吉地 647
中主町 中主町長 田中政之 野洲郡中主町西河原 2400	中主町立学校給食センター 野洲郡中主町木部 760
草津市 草津市長 芥川正次 草津市草津 3 - 13 - 30	草津市公園事務所 草津市追分町 623

三和精機株式会社 代表取締役社長 内田 皓 愛知県名古屋市名東区一社 3 - 145	三和精機株式会社滋賀製作所 守山市勝部 4 - 4 - 18
堺電業株式会社 代表取締役 中西健男 大阪府大阪市西成区岸里東 1 - 4 - 6	堺電業株式会社滋賀工場 野洲郡野洲町小篠原 54
大杉株式会社 代表取締役 杉本亮治 草津市笠山 1 - 4 - 9	大杉株式会社本社工場 草津市笠山 1 - 4 - 9
大杉株式会社 代表取締役 杉本亮治 草津市笠山 1 - 4 - 9	大杉株式会社第 2 工場 草津市野路町小野山 2193 - 1
大杉株式会社 代表取締役 杉本亮治 草津市笠山 1 - 4 - 9	大杉株式会社第 3 工場 甲賀郡信楽町中野 677 - 2
三菱自動車工業株式会社 代表取締役兼最高経営責任者 ロルフ・エクロート 東京都港区芝 5 - 33 - 8	三菱自動車工業株式会社京都製作所 滋賀工場 甲賀郡甲西町小砂町 2 - 1
京滋観光開発株式会社 代表取締役 杉本喜俊 甲賀郡土山町大野 4970	名神栗東カントリー倶楽部 甲賀郡土山町大野 4970
中川ヒューム管工業株式会社 代表取締役 中川 清 茨城県土浦市真鍋 1 - 1 - 13	中川ヒューム管工業株式会社 甲賀郡石部町石部 2 - 1 - 1
株式会社サンユー技工 代表取締役社長 平田 享 甲賀郡甲西町岩根 136 - 97	株式会社サンユー技工第 2 工場 甲賀郡甲西町岩根 136 - 97
化研テック株式会社 代表取締役社長 堀 薫夫 大阪府交野市森南 3 - 39 - 6	化研テック株式会社滋賀工場 八日市市下二俣町 901
蒲生町 蒲生町長 山中壽勇 蒲生郡蒲生町市子川原 676	蒲生町役場 蒲生郡蒲生町市子川原 676
近江八幡市 近江八幡市長 川端五兵衛 近江八幡市桜宮町 236	近江八幡市立図書館 近江八幡市宮内町 100
トヨタ自動車健康保険組合 理事長 松原彰雄 愛知県豊田市丸山町 6 - 22	びわ湖荘 彦根市松原町 1435 - 90
栗本コンクリート工業株式会社 代表取締役社長 富 秀行 愛知県愛知川町東円堂 961	栗本コンクリート工業株式会社 愛知県愛知川町東円堂 961

三ツ星ベルト株式会社
代表取締役社長 西河紀男
兵庫県神戸市長田区浜添通 4 - 1 - 21

三ツ星ベルト株式会社滋賀工場
高島郡マキノ町寺久保東川 100 - 2

平成 15 年度滋賀県保育士試験実施公告

児童福祉法施行令 (昭和 23 年 政令 第 74 号) 第 13 条 第 10 項の規定により、平成 15 年度滋賀県保育士試験を次のとおり実施する。

平成 15 年 5 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 試験科目、日程および場所

(1) 試験科目

- ア 社会福祉
- イ 児童福祉
- ウ 発達心理学および精神保健
- エ 小児保健
- オ 小児栄養
- カ 保育原理
- キ 教育原理および養護原理
- ク 保育実習

注 保育実習は、造形、音楽および言語について筆記試験および実技試験を行う。

なお、保育実習の実技試験には、次の物を持参すること。

造形実技 はさみ、鉛筆 (4B)、色鉛筆 (12色)、のりおよびいり紙 (色彩および枚数は自由)

音楽実技 バイエル教則本、ソナチネ曲集またはソナタ曲集

(2) 試験日程

期 日	時 間	科 目
平成 15 年 8 月 7 日 (木)	9 : 10 ~ 10 : 40 10 : 55 ~ 12 : 25 13 : 00 ~ 14 : 00 14 : 20 ~ 15 : 20 15 : 40 ~ 17 : 10	小児保健 社会福祉 保育実習 (筆記) 保育実習 (造形実技) 児童福祉
平成 15 年 8 月 8 日 (金)	9 : 10 ~ 10 : 40 10 : 55 ~ 12 : 25 13 : 00 ~ 14 : 30 14 : 50 ~ 16 : 20	発達心理学および精神保健 小児栄養 保育原理 教育原理および養護原理
平成 15 年 8 月 26 日 (火) から 平成 15 年 8 月 29 日 (金) まで の日のうちのいずれか 1 日	9 : 00 ~ 17 : 00	保育実習 (言語・音楽実技)

保育実習 (言語・音楽実技) の受験日は、受験票に記載する日とし、変更は認めない。

(3) 試験場所

筆記試験 立命館大学 びわこ・くさつキャンパス (草津市野路東 1 - 1 - 1)

実技試験 滋賀女子短期大学 (大津市竜が丘 24 - 4)

2 受験資格を有する者 次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) による大学 (短期大学を含む。) に 2 年以上在学して 62 単位以上修得した者または高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣の定める者
- (2) 学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者もしくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者 (通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。) または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉施設において、2 年以上児童の保護に従事した者
- (3) 児童福祉施設において、5 年以上児童の保護に従事した者
- (4) (1) から (3) までに掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い、滋賀県知事において適当な資格を有すると認定した者
- (5) 平成 3 年 3 月 31 日までに学校教育法による高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者 (通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。) または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
- (6) 満 18 歳に達した後、平成 3 年 3 月 31 日までに児童福祉施設において 3 年以上児童の保護に従事した者
- (7) 平成 8 年 3 月 31 日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者

3 受験手続 受験願書その他必要な書類を滋賀県健康福祉部児童家庭課に平成 15 年 5 月 26 日 (月) から平成 15 年 6 月 6 日 (金) まで (土曜日および日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時 30 分までの間に提出すること。

4 問い合わせ先 滋賀県健康福祉部児童家庭課保育担当 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 TEL 077 - 528 - 3552

5 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、詳しくは実施要領による。
- (2) 実施要領等は下記へ請求すること。ただし、郵送により請求する場合は、返信用封筒 (角形 2 号に 140 円切手をちょう付し、あて先を明記したもの) を同封すること。

滋賀県健康福祉部児童家庭課 (〒 520 - 8577 住所不要)

以下の所でも、実施要領を配布している (郵送は受け付けていない。)

滋賀県湖南地域振興局地域健康福祉部 〒 525 - 8525 草津市草津三丁目 14 番 75 号

滋賀県甲賀地域振興局地域健康福祉部 〒 528 - 8511 甲賀郡水口町水口 6200 番地

滋賀県東近江地域振興局地域健康福祉部 〒 527 - 0023 八日市市緑町 8 番 22 号

滋賀県湖東地域振興局地域健康福祉部 〒 522 - 0039 彦根市和田町 41 番地

滋賀県湖北地域振興局地域健康福祉部 〒 526 - 0033 長浜市平方町 1152 番 2 号

滋賀県湖西地域振興局地域健康福祉部 〒 520 - 1621 高島郡今津町今津 448 番 45 号

滋賀県大津健康福祉センター 〒 520 - 0821 大津市におの浜四丁目 4 番 5 号

東京事務所 〒 102 - 0093 東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号 都道府県会館 8 階

大津市福祉事務所 〒 520 - 0037 大津市御陵町 3 番 1 号

彦根市福祉事務所 〒 522 - 0041 彦根市平田町 670 番地

長浜市福祉事務所 〒 526 - 0037 長浜市高田町 12 番 34 号

近江八幡市福祉事務所 〒 523 - 0893 近江八幡市桜宮町 236 番地

八日市市福祉事務所 〒 527 - 0023 八日市市緑町 10 番 5 号

草津市福祉事務所 〒 525 - 0034 草津市草津三丁目 13 番 30 号

守山市福祉事務所 〒 524 - 0021 守山市吉身二丁目 5 番 22 号

栗東市福祉事務所 〒 520 - 3088 栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号

県営土地改良事業に係る異種目換地指定公告

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 第 1 項の規定により、県営安土南部地区土地改良事業の施行に伴う西老蘇工区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定した。

平成 15 年 5 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

従前の土地の表示

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	地 目	用 途	地 積 (m ²)	摘 要
蒲生郡	安土町	上 出	織 田	584 - 1	田	田	269	

コンペ公告

平成 15 年度における滋賀県警察本部通信指令システムの賃貸借契約について、次のとおりコンペを行うので、公告する。

平成 15 年 5 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 コンペに付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県警察本部通信指令システム (システム設計、搬入設置作業、調整、保守等を含む。) 一式
- (2) 借入物品の特質等 コンペ説明書別冊仕様書による。
- (3) 借入期間 平成 16 年 2 月 1 日 (日) から平成 21 年 1 月 31 日 (土) まで
- (4) 設置場所 コンペ説明書で示す場所

2 コンペに参加する者に必要な資格

- (1) コンペ参加者に必要な資格等 (平成 15 年 滋賀県告示 第 288 号) 6 の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県物品関係指名等停止基準、滋賀県特定調達契約の物品関係指名等停止基準その他滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止の措置期間中でないこと。
- (3) コンペ参加者に必要な資格等 (平成 15 年 滋賀県告示 第 288 号) に規定する資格を有すると認められて、参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たにコンペに参加する資格を得ようとする者は、3 (1) に示す場所において資格審査の申請を行うこと。

- (4) 仕様書に示す滋賀県警察本部通信指令システムの賃貸借契約を履行することができる能力を有すると認められる者であること。
- (5) 借入期間中、借入物品に係る修理、部品供給、保守等を行う体制が整備されている者であること。

3 コンペ執行の日時、場所等

- (1) 提案書の提出場所、契約条項を示す場所、コンペ説明書の交付場所および問い合わせ先 滋賀県警察本部警務部会計課 〒 520 - 8501 大津市京町四丁目 1 - 2 TEL 077 - 522 - 1231 (内線 2231)
- (2) 契約条項を示す期間 平成 15 年 5 月 14 日 (水) から平成 15 年 6 月 6 日 (金) まで (土曜日および日曜日を除く。) の 9 時から 17 時まで
- (3) コンペ説明書の交付方法 コンペ説明書は、(1) に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) コンペ説明会の日時および場所 平成 15 年 5 月 23 日 (金) 13 時 30 分 滋賀県警察本部 2 B 会議室
- (5) 提案書の提出期限 平成 15 年 6 月 13 日 (金) 17 時
- (6) プレゼンテーションの日時および場所 (5) に示す提出期限以後に指定する。

4 コンペ審査および作品決定の方法 仕様書に示した要件を満たしていると滋賀県が認めた提案書についてプレゼンテーションを実施した後、審査会において 1 作品を決定する。

5 コンペに使用する言語 日本語

6 その他 詳細は、コンペ説明書による。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Communications command system equipment of Shiga prefectural Police Headquarters, 1 set

- (2) Time limit for delivery : 17 : 00, 13 June 2003
- (3) Contact point for the notice : Finance Division, Police Administration Department, Shiga prefectural Police Headquarters, 4 - 1 - 2 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520 - 8501 Japan TEL 077 - 522 - 1231 (Extension 2231)

人 事 委 員 会 規 則

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 15 年 5 月 14 日

滋賀県人事委員会委員長 市 木 重 夫

滋賀県人事委員会規則 第 14 号

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則 (昭和 41 年 滋賀県人事委員会規則 第 17 号) の一部を次のように改正する。

別表 12 甲賀郡行政事務組合の表中「課長」の右に「、庶務係長」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示 第 51 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年 法律 第 122 号) 第 20 条 第 4 項の規定に基づく遊技機の検定結果について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和 60 年 国家公安委員会規則 第 4 号) 第 9 条 第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 15 年 5 月 14 日

滋賀県公安委員会委員長 吉 川 治 甫

検定に適合した機種

検 定 番 号	遊 技 機 の 種 類	製 造 業 者 名	型 式 名
30023700	ぱ ち ん こ 遊 技 機	(株) 三 共	フィーバー夏祭り D X
30024300	"	(株) ニ ュ ー ギ ン	C R 猛烈牙王 M A 2
31023000	"	"	C R デビルマン倶楽部
30024800	"	(株) 平 和	C R ・ プラボーファイブ F J
30025300	"	"	C R ・ プラボーファイブ F S
24077700	回 胴 式 遊 技 機	(株) パ イ オ ニ ア	サブライム
34006600	"	"	バリキ

正 誤

ページ	行	誤	正
-----	---	---	---

平成 15 年 4 月 30 日付け 第 2174 号滋賀県訓令 第 51 号中			
393	下から 18	第 51 号	第 55 号

